

伝馬宿書出

一、御伝馬仕候上ハ、井ほり、川よけハ手
前入分三ヶ壺可仕、縦失念候て書
出し候共、他所へハ一切普請候罷出
間敷候事、

一、江戸・駿州 御朱印か不然者
各連判之切手にてハ可通無左

候て上下入衆わかまゝに御伝馬人
足被押立候ハ、其一町の者として
押並越苅近所ハ苅中へ可注

進、信州表ハ松城へ可致注進候事、

一、上下の者共宿をかり木ちんも不
渡わかまゝに於有之ハ是又押並
注進可仕候事、

一、殿様御泊之時御供之衆亭主を
内夫につかひ候事、堅停止候事、

一、御供衆やとの薪・ぬかわら・草以下
みたりに取つかひ候儀停止候、若左
様之非分之輩於有之ハ御供之年

寄衆へ目安を可上事、

一、大伝馬の時ハ隣郷の人馬をつかひ伝馬
宿ハ可有赦免江戸・駿河御仕置の
ことくに可仕、若俄之儀にて人馬

入候ハ、伝馬奉行へ人馬をかし奉行
より人馬のたちんを可取事、

一、江戸・駿河如仕置伝馬宿ハ石にかかり候
役赦免之候事、

右条々、違犯之族於有之者以目
安可申上候、若隱置郷中つかれ
候ハ、庄屋・肝煎之者共可為落越
度者也、仍如件、

筑後(印)(松平信直)

隼人(印)(山田勝重)

遠江守(印)(花井吉成)

大隅守(印)(松平重勝)

石見守(印)(大久保長安)

慶長拾六年九月三日

新潟